

ショートステイ輝楽里 利用料金表

令和元年10月1日

1 サービス利用料金(単独型ユニット型)

内訳		要介護度						
		要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5		
保険	A サービス基本料金	1日	7,250 円	7,920 円	8,660 円	9,330 円	10,000 円	
自己負担	1割負担	B A×0.10	1日	725 円	792 円	866 円	933 円	1,000 円
	2割負担		1日	1,450 円	1,584 円	1,732 円	1,866 円	2,000 円
	3割負担		1日	2,175 円	2,376 円	2,598 円	2,799 円	3,000 円

2 食事代

	低所得者負担限度額			一般
	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階以上
1日	300 円	390 円	650 円	1,660 円
30日	9,000 円	11,700 円	19,500 円	49,800 円

食事代 内訳	【一食毎:一般及び減免対象者】		
	朝食	昼食 (おやつ含む)	夕食
一般	450円	640円	570円
減免	392円	500円	500円

3 居住費

ユニット型個室	低所得者負担限度額			一般
	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階以上
1日	820 円	820 円	1,310 円	2,000 円
30日	24,600 円	24,600 円	39,300 円	60,000 円

4 加算利用料(要介護に該当する場合)

	1割負担		加算条件等
	1日	円	
機能訓練体制加算	1日	12 円	機能訓練指導にあたる常勤専従の理学療法士等を1名以上配置している場合
個別機能訓練加算	1日	56 円	専従の理学療法士等が3か月に1回以上居宅を訪問した上で個別機能訓練計画し機能訓練を行った場合等
夜勤職員配置加算Ⅱ	1日	18 円	夜勤職員が配置基準より1人分以上上回る
夜勤職員配置加算Ⅳ	1日	20 円	Ⅱの要件に加え、夜間帯を通じて看護職員等を配置している場合
看護体制加算Ⅰ	1日	4 円	常勤の看護師を1名以上配置
看護体制加算Ⅱ	1日	8 円	看護職員を基準数以上配置しており、24時間の連携体制を確保している場合
看護体制加算Ⅲ	1日	12 円	Ⅰの要件に加え、要介護3以上の利用者を7割以上受入している
看護体制加算Ⅳ	1日	23 円	Ⅱの要件に加え、要介護3以上の利用者を8割以上受入している
認知症専門ケア加算Ⅰ	1日	3 円	認知症高齢者が一定数以上入所しており、認知症介護実践リーダー研修修了者を一定数以上配置した場合
認知症専門ケア加算Ⅱ	1日	4 円	認知症専門ケア加算Ⅰの要件を満たし、認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置した場合
若年性認知症利用者受入加算	1日	120 円	若年性認知症利用者にサービス提供した場合
緊急短期入所受入加算	1日	90 円	居宅サービス計画において計画的になっておらず、事情により短期入所が必要となった方を受け入れた場合(7日～14日間)
サービス提供体制加算Ⅰ(イ)	1日	18 円	介護職員の総数のうち介護福祉士資格を有する職員の占める割合が60%以上になる場合に加算
サービス提供体制加算Ⅰ(ロ)	1日	12 円	介護職員の総数のうち介護福祉士資格を有する職員の占める割合が50%以上になる場合に加算
送迎加算(福島市内一部地域を除く)	片道	184 円	居宅と事業所との間の送迎を行った場合に加算 通常実施地域外は1Km50円
療養食加算	1回	8 円	療養食を提供した場合
介護職員処遇改善加算Ⅰ	1回/月		算定したユニット型サービス費と加算を合わせた単位数の1000分の83
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	1回/月		算定したユニット型サービス費と加算を合わせた単位数の1000分の27

注)負担割合2割の方、3割の方は、各割合を乗じた額となります。

○ その他の個人負担 理美容代、医療物品代、電話代 等

○ ご利用期間中の医療機関受診に関してはご家族にご協力いただきます。

☆ 1+2+3+4(該当するもののみ) = 利用料金

